特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桑名市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
三重県桑名市長

公表日
令和8年10月13日

［令和7年5月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	市区町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市区町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 市区町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）
②システムの機能	1. 各種帳票の発行 住民基本台帳を元に住民票の写し記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種証明書を発行する機能 2. 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、住所設定、職権記載等により、新たに住民となるものを住民基本台帳に記載する機能 3. 住民基本台帳の変更 転居、世帯変更、戸籍変更、在留情報変更等が発生した際に、変更事項に合わせて住民基本台帳の記載内容を変更する機能 4. 住民基本台帳の消除 転出、死亡、出国、職権消除等により、住民基本台帳に記載された住民情報を消除する機能 5. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳に記載されている住民情報を照会する機能 6. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、住民基本台帳の異動情報、附票情報、転出証明書情報等を機構・県・他自治体と連携する機能 7. 課内連携システムとの連携 住民票の記載・変更・消除等に応じて、必要な事項を印鑑登録システム、証明書コンビニ交付システム、戸籍コンビニ交付システムに送信するための課内連携システムに連携する機能 8. 法務省との連携 外国人住民の住民票の異動を元に、法務省に送付する市町村通知の作成及び法務省通知を取り込む機能 9. 住民基本台帳に関する統計 住民基本台帳を元にして、人口統計、異動集計等の処理を行う機能 10. 宛名管理システムとの連携 住民票情報の記載、変更、消除に対して、宛名管理システムへ必要な情報を連携する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ コンビニ交付システム　　）
システム2～5	

システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 :既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 :特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) :転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 :全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する 6. 本人確認情報整合 :本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 :機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム　[] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等　[] 税務システム [○] その他　(戸籍附票システム　)

システム3	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1.市内住民の住所等宛名情報の管理 既存住基システムの異動に伴い、市内住民宛名データを新規登録、更新、削除する。 2.住民登録外者の宛名情報の管理 利用業務にて本システム内に随時、新規登録、更新、削除する。 3.法人の宛名情報の管理 法人台帳の異動に伴い、法人宛名データを新規登録、更新、削除する。 4.金融機関情報の管理 金融機関情報は、当該宛名管理システムより、随時、新規登録、更新、削除する。 5.付随情報の管理 利用ぎょうむにて、各宛名情報についての付随情報を随時、新規登録、更新、削除する。 6.他業務へのデータ連携、提供 共同利用システムへの連携によるデータオンライン参照、提供、バッチ処理による切り出しを可能とする。 7.宛名情報の照会、一括出力 登録済みの宛名データの検索、帳票及びファイルへの出力を可能とする。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 健康管理システム、生活保護システム等　　）

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 :各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。 2. 符号取得支援・確認 :処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。 3. 情報提供機能 :中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。 4. 情報照会機能 :各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。 5. 宛名情報照会 :団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバ　　）

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 ： 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能 ： 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ③情報提供機能 ： 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 ④システム接続機能 ： 中間サーバーと各業務システム、団体内統合宛名システム及び住民票システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能 ： 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能 ： 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能 ： 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能 ： 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 ： 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能 ： バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 既存システム連携機能 既存住基システム、印鑑登録システムから証明書情報を連携する機能 2. コンビニ交付機能 戸籍のコンビニ交付システムへマイナンバーカードのシリアル番号等の情報を連携する機能 証明書交付センターからの要求に応答して証明書自動交付を行う機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 戸籍システム、戸籍附票システム　　）
システム7	
システム8	
システム9	
システム10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル
(2)本人確認情報ファイル
(3)送付先情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108, 110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165, 166 の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	戸籍・住民登録課
②所属長の役職名	戸籍・住民登録課長

7. 他の評価実施機関

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民基本台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていたもので、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)されたもの(以下「消除者」という。)
	その必要性	法令に基づき、区域内の住民の住民基本台帳を作成・保管し、住民票に記載されている住民全員の記録を、常に正確に更新・管理・提供する必要があるため
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[○] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　(　戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報　)
	その妥当性	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 住基法第7条(住民票の記載事項)にて住民票に記載すべき事項であるため ・その他識別情報(内部番号) 庁内で個人を一意に識別し、連携する際に必要なため
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年7月頃
⑥事務担当部署		戸籍・住民登録課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 地方公共団体情報システム機構 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市区町村 ） [] 民間事業者 （ ） [] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③使用目的 ※		住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため
④使用の主体	使用部署	戸籍・住民登録課、多度、長島、大山田各地区市民センター、サテライトオフィス
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		1. 住民票の写し等の発行 本人の希望、使用目的に応じて、個人番号が記載された住民票の写し等を発行、交付する。 2.住民基本台帳の記載 転入等により、新たに住民基本台帳に記載する際には、転出証明書に記載された個人番号と届出時に本人確認のため提示された個人番号を照合し、真正性を確認の上、個人番号を引き継いで記載する。 3.住民基本台帳の変更 住民基本台帳の変更の届出の際には、届出時に本人確認のため提示された個人番号等で、当該対象者を検索、確認の上、変更内容に合わせて住民基本台帳の記載を修正する。 4.住民基本台帳の消除 転出、死亡、出国、職権消除等により住民基本台帳に記載された住民情報を消除する際には、届出時に本人確認のため提示された個人番号等で、当該対象者を検索、確認のうえ、住民基本台帳から消除する。 5.住民票関係情報の提供 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載のある事務から情報提供ネットワークシステムを通じて照会があった場合、個人番号を含む住民票関係情報を提供する。 6.住民基本台帳ﾈｯﾄﾜｰｸｼｽﾃﾑとの連携 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、個人番号が記載された本人確認情報、転出証明書情報等を機構・県・他自治体と連携する。
	情報の突合	・個人番号カード又はその他の本人確認書類と住民基本台帳ファイルを、個人番号、基本5情報、住民票コードをもとに突合する。（上記1.2.3.4） ・照会の際に受領した対象者の情報と住民基本台帳ファイルを、個人番号をもとに突合する（上記5） ・受領した個人番号を含む本人情報と住民基本台帳ファイルを、住民票コードをもとに突合する（上記6）
⑥使用開始日		平成27年7月17日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] (4) 件	<選択肢> 1）委託する 2）委託しない
委託事項1		既存住基システムの運用・保守等業務	
①委託内容		システムの運用・保守、アプリケーションの保守、利用者支援等	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		窓口人材派遣業務	
①委託内容		申請受付・交付補助業務、電話・窓口での問い合わせ対応等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 エイジェック	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣業務	
①委託内容		申請受付・交付補助業務、電話・窓口での問い合わせ対応等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		東洋テック株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

委託事項4		コンビニ交付システムの保守、運用	
①委託内容		コンビニ交付システムの保守、運用	
②委託先における取扱者数		[　　10人未満　　]	＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ　中部支社	
再委託	④再委託の有無　※	[　　再委託しない　　]	＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 59 ）件 [○] 移転を行っている （ 41 ）件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者に定める各事務
③提供する情報	住民基本台帳に記載する情報のうち、住基法第7条第4号に規定する内容
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法第9条第1項　別表に定める事務を行う部署
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表
②移転先における用途	番号法第9条第1項　別表、桑名市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一に定める事務
③移転する情報	氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/生体認証による認証が必要。
7. 備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2)本人確認情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていたもので、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)されたもの(以下「消除者」という。)を含む
	その必要性	ネットを通じて全国共通の本人確認をおこなうため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　(　　)
	その妥当性	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、5情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年8月頃
⑥事務担当部署		戸籍・住民登録課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 （ ） [] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [] 民間事業者 （ ） [○] その他 （ 自部署 ）
②入手方法		[] 紙 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 既存住基システム、住基ネットGWシステム ）
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
④使用の主体	使用部署	戸籍・住民登録課、多度、長島、大山田各地区市民センター、サテライトオフィス
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し（既存住基システム→市町村CS）、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する（市町村CS→都道府県サーバ）。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う（個人番号カード→市町村CS）。 ・5情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル（都道府県サーバ）及び機構保存本人確認情報ファイル（全国サーバ）と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する（市町村CS→都道府県サーバ／全国サーバ）。
	情報の突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年8月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] (1) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		既存住基システムの運用・保守等業務	
①委託内容		システムの運用・保守、アプリケーションの保守、利用者支援等	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			

委託事項6～10
委託事項11～15
委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 2 ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）
②提供先における用途	・市区町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報（当該提供情報）を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠	住基法第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容（当該提供情報）と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	カード認証にて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/生体認証による認証が必要。
7. 備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(3)送付先情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
	その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　(　個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報　)
	その妥当性	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月頃
⑥事務担当部署		戸籍・住民登録課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　　（　　） [　　] 民間事業者　　（　　） [○] その他　（ 自部署　　）
②入手方法		[　　] 紙　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　　[　　] 専用線　　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 既存住基システム　　）
③使用目的 ※		個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	戸籍・住民登録課、多度、長島、大山田各地区市民センター、サテライトオフィス
	使用者数	[　　10人以上50人未満　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　　6）1,000人以上
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づいて行う機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる5情報等の変更の有無を確認する（最新の5情報等であることを確認する）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] (1) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		既存住基システムの運用・保守等業務	
①委託内容		システムの運用・保守、アプリケーションの保守、利用者支援等	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2			
委託事項3			

委託事項4	
委託事項5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 2 ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）
②提供先における用途	・市区町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報（当該提供情報）を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠	住基法第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容（当該提供情報）と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	カード認証にて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/生体認証による認証が必要。
7. 備考	

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)　住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜既存住基システムの運用における措置＞ ・届出の窓口で転出証明書等の書類と住民異動届を提出してもらい、本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手は行わない。 ・住民からの届出・申請等の入手は、必要情報のみを記載することとしており、必要な情報以外はシステムに入力しない。 ・既存住基システムへの入力は、入力者以外の者が照合し確定しており、対象者以外の情報の登録を防止する。 ＜既存住基システムのソフトウェアにおける措置＞ ・他の業務で住民基本台帳ファイルを利用する場合は、個人番号は提供しない。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
既存住基システムは、ユーザーID/パスワードによる認証と併せて指紋による生体認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施し、操作履歴による証跡を記録している。 住民基本台帳ネットワークシステムから入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムのCSの認証、監査及び証跡の機能により、特別に権限を付与した職員以外は操作が行えず、また、情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されており、不正な手段で入手することに対しての対策も実施されている。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・他業務からアクセスする宛名管理システムのマスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・既存住基システムを利用する必要がある職員、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDと生体認証による認証を行っている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	・目的外使用の禁止 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 業務上必要のない検索又は抽出の禁止を徹底する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従事者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
アクセスログを取得するとともに、ログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 その他、既存住基システムの使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・ディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・住民票情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報に係る秘密の保持 ・特定個人情報の安全管理と責任体制の整備 ・作業従事者に対して教育の実施 ・特定個人情報の返還，廃棄又は消去 ・特定個人情報の取扱いの状況の点検の実施 ・必要に応じて立入調査等	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　再委託していない　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・システムへのアクセス、操作情報を記録しており、不正な提供・移転がおこなわれてないか監査証跡できる。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すため、本人からの情報のみが送信される。 住民がサービス検索・電子機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）	[　] 接続しない（提供）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。 ＜既存住基システム・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会処理については、当該事務の権限を有する職員のみが実施できるようにアクセス権限を設定している。また、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。 ＜既存住基システム・運用における措置＞ ・業務システムで記録している操作ログにより、目的外の入手が行われないことを適宜確認している。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握できる旨を広く関係者に周知している。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ：個人番号利用事務（システム）からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務（システム）以外のアクセスはできない対策を講じている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リスト（※2）を情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	

10. その他のリスク対策

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)　本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 総務省告示第334号(第6－7　本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することととされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名又は氏名の振り仮名と住所の組み合わせ、氏名又は氏名の振り仮名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 ・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSの
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2:　権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない
具体的な管理方法	・既存住基システムを利用する必要がある職員、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDと生体認証による認証を行っている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	・従事者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従事者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報に係る秘密の保持 ・特定個人情報の安全管理と責任体制の整備 ・作業従事者に対して教育の実施 ・特定個人情報の返還，廃棄又は消去 ・特定個人情報の取扱いの状況の点検の実施 ・必要に応じて立入調査等	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　再委託していない　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置
システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。
また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない(入手)　　[　　]接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1）発生あり 2）発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	生体認証により入退室管理された部屋にサーバを設置している。 ファイアウォール、ウィルス対策ソフト等のセキュリティ対策を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	
10. その他のリスク対策		

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(3)　送付先情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク:　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 総務省告示第334号（第6－7　本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することととされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名又は氏名の振り仮名と住所の組み合わせ、氏名又は氏名の振り仮名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・既存住基システムを利用する必要がある職員、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDと生体認証による認証を行っている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。	

その他の措置の内容	・従事者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従事者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報に係る秘密の保持 ・特定個人情報の安全管理と責任体制の整備 ・作業従事者に対して教育の実施 ・特定個人情報の返還，廃棄又は消去 ・特定個人情報の取扱いの状況の点検の実施 ・必要に応じて立入調査等	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置
システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。

・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）	[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1）発生あり 2）発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置
本特定個人情報ファイル（送付先情報ファイル）は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか（1営業日後）に削除する仕組みとする。
また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市区町村では保管しない。

・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置
システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。	

10. その他のリスク対策

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部　総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1131
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民環境部　戸籍・住民登録課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1159
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年12月4日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

（1）住民基本台帳ファイル
1.自治体ｺｰﾄﾞ、2.個人履歴番号、3.宛名番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新ｼｽﾃﾑ日時、7.更新ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ名、8.更新ﾕｰｻﾞID、9.有効ﾌﾗｸﾞ、10.決裁状態、11.旧自治体ｺｰﾄﾞ、12.消除ｺｰﾄﾞ、13.住民区分、14.改製番号、15.世帯番号、16.同定ﾌﾗｸﾞ、17.任意世帯番号、18.個人番号、19.住民票ｺｰﾄﾞ、20.旧世帯番号、21.旧世帯主氏名漢字、22.旧世帯主氏名漢字2、23.旧世帯主通称氏名漢字、24.旧世帯主併記氏名漢字、25.世帯主氏名ｶﾅ、26.世帯主氏名漢字、27.世帯主氏名ｶﾅ2、28.世帯主氏名漢字2、29.世帯主通称氏名ｶﾅ、30.世帯主通称氏名漢字、31.世帯主併記氏名ｶﾅ、32.世帯主併記氏名漢字、33.転入未届ｺｰﾄﾞ、34.再転入ｺｰﾄﾞ、35.再転入消除時世帯番号、36.続柄変更ﾌﾗｸﾞ、37.姓ｶﾅ、38.名ｶﾅ、39.氏名区分、40.氏名ｶﾅ、41.氏名漢字、42.氏名ｶﾅ2、43.氏名漢字2、44.従前通称名有無ﾌﾗｸﾞ、45.通称氏名ｶﾅ、46.通称氏名漢字、47.併記氏名ｶﾅ、48.併記氏名漢字、49.外登法併記名漢字、50.外登法併記名ｶﾅ、51.宛名氏名ｶﾅ、52.宛名氏名漢字、53.旧通称氏名ｶﾅ、54.旧通称氏名漢字、55.旧併記氏名ｶﾅ、56.旧併記氏名漢字、57.旧姓ｶﾅ、58.旧名ｶﾅ、59.旧氏名ｶﾅ、60.旧氏名漢字、61.旧氏名ｶﾅ2、62.旧氏名漢字2、63.標準公証旧氏ｶﾅ、64.標準公証旧氏漢字、65.出生時等旧氏ｶﾅ、66.出生時等旧氏漢字、67.変更直前旧氏ｶﾅ、68.変更直前旧氏漢字、69.旧氏申請ｺｰﾄﾞ、70.旧氏証憑ｺｰﾄﾞ、71.ﾛｰﾏ字氏名漢字、72.ﾛｰﾏ字旧氏漢字、73.現住所ｺｰﾄﾞ、74.現住所郵便番号、75.現住所、76.現住所地番、77.現住所方書ｶﾅ、78.現住所方書漢字、79.現住所前漢字地番数値、80.現住所地番数値1、81.現住所地番数値2、82.現住所地番数値3、83.現住所後漢字地番数値、84.入管法届出ﾌﾗｸﾞ、85.住居地補正ｺｰﾄﾞ、86.入管法居住地住所ｺｰﾄﾞ、87.入管法居住地郵便番号、88.入管法居住地住所、89.入管法居住地地番、90.入管法居住地方書ｶﾅ、91.入管法居住地方書漢字、92.入管法居住地前漢字地番数値、93.入管法居住地地番数値1、94.入管法居住地地番数値2、95.入管法居住地地番数値3、96.入管法居住地後漢字地番数値、97.性別ｺｰﾄﾞ、98.生年月日、99.元号ﾌﾗｸﾞ、100.生年月日不詳ﾌﾗｸﾞ、101.生年月日不詳ｺｰﾄﾞ、102.生年月日不詳文字、103.続柄ｺｰﾄﾞ、104.続柄名称漢字、105.記載順位、106.警告ﾌﾗｸﾞ、107.筆頭者氏名漢字、108.本籍住所ｺｰﾄﾞ、109.本籍郵便番号、110.本籍住所、111.本籍地番、112.本籍前漢字地番数値、113.本籍地番数値1、114.本籍地番数値2、115.本籍地番数値3、116.本籍後漢字地番数値、117.前住所世帯主氏名漢字、118.前住所世帯主氏名漢字2、119.前住所ｺｰﾄﾞ、120.前住所郵便番号、121.前住所、122.前住所地番、123.前住所方書ｶﾅ、124.前住所方書漢字、125.前住所前漢字地番数値、126.前住所地番数値1、127.前住所地番数値2、128.前住所地番数値3、129.前住所後漢字地番数値、130.住所変更前世帯主漢字、131.住所変更前世帯主漢字2、132.住所変更前世帯主通称氏名漢字、133.住所変更前世帯主併記氏名漢字、134.住所変更前住所ｺｰﾄﾞ、135.住所変更前郵便番号、136.住所変更前住所、137.住所変更前地番、138.住所変更前方書ｶﾅ、139.住所変更前方書漢字、140.住所変更前前漢字地番数値、141.住所変更前地番数値1、142.住所変更前地番数値2、143.住所変更前地番数値3、144.住所変更前後漢字地番数値、145.転入前住所世帯主漢字、146.転入前住所世帯主漢字2、147.転入前住所ｺｰﾄﾞ、148.転入前住所郵便番号、149.転入前住所、150.転入前住所地番、151.転入前住所方書ｶﾅ、152.転入前住所方書漢字、153.転入前住所前漢字地番数値、154.転入前住所地番数値1、155.転入前住所地番数値2、156.転入前住所地番数値3、157.転入前住所後漢字地番数値、158.転出予定先世帯主漢字、159.転出予定先世帯主漢字2、160.転出予定先住所ｺｰﾄﾞ、161.転出予定先郵便番号、162.転出予定先住所、163.転出予定先地番、164.転出予定先方書ｶﾅ、165.転出予定先方書漢字、166.転出予定先前漢字地番数値、167.転出予定先地番数値1、168.転出予定先地番数値2、169.転出予定先地番数値3、170.転出予定先後漢字地番数値、171.実定地世帯主氏名漢字、172.実定地世帯主氏名漢字2、173.実定地住所ｺｰﾄﾞ、174.実定地郵便番号、175.実定地住所、176.実定地地番、177.実定地方書ｶﾅ、178.実定地方書漢字、179.実定地前漢字地番数値、180.実定地地番数値1、181.実定地地番数値2、182.実定地地番数値3、183.実定地後漢字地番数値、184.住記異動事由ｺｰﾄﾞ、185.異動届出日、186.異動日、187.住民事由ｺｰﾄﾞ、188.住民届出日、189.住民日、190.住民日不詳ﾌﾗｸﾞ、191.住民日不詳文字、192.外国人住民届出日、193.外国人住民日、194.住定届通知区分、195.住記住定事由ｺｰﾄﾞ、196.住定届出日、197.住定日、198.住定日不詳ﾌﾗｸﾞ、199.住定日不詳文字、200.記載事由ｺｰﾄﾞ、201.記載届出日、202.記載日、203.消除届通知区分、204.消除事由ｺｰﾄﾞ、205.消除届出日、206.消除日、207.消除日不詳ﾌﾗｸﾞ、208.消除日不詳ｺｰﾄﾞ、209.消除日不詳文字、210.転出予定届出日、211.転出予定日、212.通知日、213.実定日、214.在留ｶｰﾄﾞ等番号、215.在留ｶｰﾄﾞ等番号区分、216.国籍ｺｰﾄﾞ、217.国籍名、218.第30条45規定区分、219.第30条45規定区分名称、220.在留資格ｺｰﾄﾞ、221.在留資格名称、222.在留期間ｺｰﾄﾞ年、223.在留期間ｺｰﾄﾞ月、224.在留期間ｺｰﾄﾞ日、225.在留期間終日、226.世帯変更事由ｺｰﾄﾞ、227.世帯変更異動日、228.世帯変更届出日、229.改製年月日、230.カナ氏名ｶｳﾝﾀ、231.漢字氏名ｶｳﾝﾀ、232.標準公証旧氏ｶｳﾝﾀ、233.ﾛｰﾏ字氏名ｶｳﾝﾀ、234.ﾛｰﾏ字旧氏ｶｳﾝﾀ、235.性別ｶｳﾝﾀ、236.生年月日ｶｳﾝﾀ、237.続柄ｶｳﾝﾀ、238.現住所ｶｳﾝﾀ、239.世帯主名ｶｳﾝﾀ、240.本籍ｶｳﾝﾀ、241.筆頭者ｶｳﾝﾀ、242.住民年月日ｶｳﾝﾀ、243.住定届出日ｶｳﾝﾀ、244.住定年月日ｶｳﾝﾀ、245.記載年月日ｶｳﾝﾀ、246.前住所ｶｳﾝﾀ、247.転出地ｶｳﾝﾀ、248.転出予定届出日ｶｳﾝﾀ、249.転出予定日ｶｳﾝﾀ、250.実定地ｶｳﾝﾀ、251.通知日ｶｳﾝﾀ、252.実定日ｶｳﾝﾀ、253.番号法個人番号ｶｳﾝﾀ、254.住民票ｺｰﾄﾞｶｳﾝﾀ、255.備考欄ｶｳﾝﾀ、256.通称氏名ｶﾅｶｳﾝﾀ、257.通称氏名漢字ｶｳﾝﾀ、258.国籍ｶｳﾝﾀ、259.在留資格ｶｳﾝﾀ、260.在留期間ｶｳﾝﾀ、261.在留期間終日ｶｳﾝﾀ、262.第30条45規定ｶｳﾝﾀ、263.在留ｶｰﾄﾞ等番号ｶｳﾝﾀ、264.行政区ｺｰﾄﾞ、265.自治会ｺｰﾄﾞ、266.町内会ｺｰﾄﾞ、267.小学校区ｺｰﾄﾞ、268.中学校区ｺｰﾄﾞ、269.投票区ｺｰﾄﾞ、270.住所変更前行政区ｺｰﾄﾞ、271.住所変更前自治会ｺｰﾄﾞ、272.住所変更前町内会ｺｰﾄﾞ、273.住所変更前小学校区ｺｰﾄﾞ、274.住所変更前中学校区ｺｰﾄﾞ、275.住所変更前投票区ｺｰﾄﾞ、276.警告ｺｰﾄﾞ、277.移行ﾌﾗｸﾞ、278.登録区分、279.処理番号、280.管轄支所ｺｰﾄﾞ、281.政令市ｺｰﾄﾞ、282.ﾒﾓ_60、283.備考1年月日、284.備考1行数、285.備考1ﾚﾝｸﾞｽ、286.備考1_60、287.備考2年月日、288.備考2行数、289.備考2ﾚﾝｸﾞｽ、290.備考2_60、291.文字列型予備項目1、292.印鑑連動有無ﾌﾗｸﾞ、293.印鑑連動異動事由名称、294.旧番号法個人番号、295.旧住民票ｺｰﾄﾞ、296.交付識別ｺｰﾄﾞ、297.国保資格区分、298.国保退職区分ｺｰﾄﾞ、299.国民年金記号番号、300.国民年金種別、301.子ども手当の有無ﾌﾗｸﾞ、302.介護保険の有無ﾌﾗｸﾞ、303.後期高齢の有無ﾌﾗｸﾞ、304.後期高齢被保険者番号、305.後期高齢資格取得年月日、306.後期高齢資格喪失年月日、307.現住所方書非表示ﾌﾗｸﾞ、308.前住所方書非表示ﾌﾗｸﾞ、309.転入前方書非表示ﾌﾗｸﾞ、310.転出予方書非表示ﾌﾗｸﾞ、311.実定地方書非表示ﾌﾗｸﾞ、312.特定施設ｺｰﾄﾞ、313.住所変更前特定施設ｺｰﾄﾞ、314.軽微な修正ﾌﾗｸﾞ、315.予備1_2、316.予備年月日1、317.予備2_2、318.予備年月日2、319.予備3_5、320.予備年月日3、321.予備4_5、322.予備年月日4、323.予備5_10、324.予備年月日5、325.予備6_10、326.予備年月日6、327.予備7_15、328.予備年月日7、329.予備8_15、330.予備年月日8、331.予備9_20、332.予備年月日9、333.予備10_20、334.予備年月日10

（2）本人確認情報ファイル
1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数（氏名）、4. ふりがな氏名　、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数（住所）、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード（転入前）、18. 転入前住所、19. 外字数（転入前住所）、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏　漢字、38. 旧氏　外字数、39. 旧氏　ふりがな、40. 旧氏　外字変更連番

（3）送付先情報ファイル
1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所　漢字項目長、4. 送付先住所　漢字、5. 送付先住所　漢字外字数、6. 送付先氏名　漢字項目長、7. 送付先氏名　漢字、8. 送付先氏名　漢字　外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名　項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所　項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所　外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名　項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名　外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所　項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所　外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名　項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名　外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所　項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所　外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名　漢字項目長、4

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月12日	Ⅰ基本情報　6．評価実施機関における担当部署　②所属長	市民課長　　近藤　浩	市民課長　　伊藤　豊	事後	
平成29年5月15日	Ⅰ基本情報　7．評価実施機関における担当部署	市民課	戸籍・住民登録課	事後	
平成29年5月15日	Ⅰ基本情報　8．評価実施機関における担当部署　②所属長	市民課長　　伊藤　豊	戸籍・住民登録課長　　伊藤　豊	事後	
平成29年5月15日	Ⅰ－2－システム6 ①システムの名称		コンビニ交付システム	事後	
平成29年5月15日	Ⅰ－2－システム6 ②システムの機能		1．既存システム連携機能 既存住民基本台帳システム、戸籍システムか	事後	
平成29年5月15日	Ⅰ－2－システム6 ③他のシステムとの接続		[○] 既存住民基本台帳システム [○] その他（戸籍システム）	事後	
平成29年5月15日	Ⅱ－4－委託事項3		コンビニ交付システム保守	事後	
平成29年5月15日	Ⅱ－4－委託事項3 ①委託内容		コンビニ交付システムの安定した運用のため専門知識を持った業者に保守を委託	事後	
平成29年5月15日	Ⅱ－4－委託事項3 ②委託先における取扱者数		10人未満	事後	
平成29年5月15日	Ⅱ－4－委託事項3③委託先名		株式会社　三重電子計算センター	事後	
平成29年5月15日	Ⅱ－4－委託事項3④再委託の有無		再委託しない	事後	
平成29年12月28日	Ⅰ基本情報　6．評価実施機関における担当部署　②所属長	伊藤　豊	三輪　恭裕	事後	
平成29年12月28日	Ⅱ－(1)2．基本情報 ⑥事務担当部署	市民課	戸籍・住民登録課	事後	
平成29年12月28日	Ⅱ－(1)3． ①入手元	こども家庭課、介護・高齢福祉課	こども未来課、介護高齢課	事後	
平成29年12月28日	Ⅱ－(1)3． ④使用の主体	市民課	戸籍・住民登録課	事後	
平成29年12月28日	Ⅱ－(2)2．基本情報 ⑥事務担当部署	市民課	戸籍・住民登録課	事後	
平成29年12月28日	Ⅱ－(2)3． ④使用の主体	市民課	戸籍・住民登録課	事後	
平成29年12月28日	Ⅱ－(3)2．基本情報 ⑥事務担当部署	市民課	戸籍・住民登録課	事後	
平成29年12月28日	Ⅱ－(3)3． ④使用の主体	市民課	戸籍・住民登録課	事後	
平成29年12月28日	Ⅳ－2開示請、問合せ ①連絡先	市民課	戸籍・住民登録課	事後	
平成30年8月31日	Ⅰ基本情報　6．評価実施機関における担当部署　②所属長	戸籍・住民登録課長　三輪　恭裕	戸籍・住民登録課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ－(1)3． ④使用の主体	多度町総合支所住民福祉課、長島町総合支所住民福祉課、各地区市民センター	多度、長島、大山田各地区市民センター	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ－(2)3． ④使用の主体	多度町総合支所住民福祉課、長島町総合支所住民福祉課、各地区市民センター	多度、長島、大山田各地区市民センター	事後	

平成30年8月31日	Ⅳ-2開示請、問合せ ①連絡先	市民安全部	市民環境部	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ-(1)3. ①入手元	保険年金課	保険年金室	事後	
平成30年8月31日	Ⅴ-1 ①実施日	2015/3/28	2018/6/26	事後	
令和1年8月23日	Ⅴ-1 ①実施日	2018/6/26	2019/6/28	事後	
令和2年8月31日	Ⅰ基本情報　4. 個人番号の利用　法律上の根拠		（平成30年7月6日法律第71号施行時点）	事後	
令和2年8月31日	Ⅰ基本情報　4. 個人番号の利用　法律上の根拠	（平成25年5月31日法律第28号施行時点）	（平成30年12月14日法律第102号施行時点）	事後	
令和2年8月31日	Ⅰ基本情報　5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （別表第二における情報提供の根拠）：（1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3）	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更に該当しない。
令和2年8月31日	Ⅱ-(1)3. ④使用の主体	戸籍・住民登録課、多度、長島、大山田各地区市民センター、サンファーレサテライトオフィス	戸籍・住民登録課、多度、長島、大山田各地区市民センター、サテライトオフィス	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ-(2)3. ④使用の主体	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	

令和2年8月31日	Ⅱ－（3）2．基本情報 ③対象となる本人の範囲　その必要性	番号法第7条第1項（指定及び通知）に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項（個人番号カードの交付等）により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市区町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。	事後	
令和2年8月31日	Ⅲ－（1）2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		既存住民基本台帳システムは、ユーザーID/パスワードによる認証と併せて指紋による生体認証を行い、アクセス権を持たない職員の なりすましによる入手への対策を施し、操作履歴による証跡を記録している。 住民基本台帳ネットワークシステムから入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムのCSの認証、監査及び証跡の機能により、特別に権限を付与した職員以外は操作が行えず、また、情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されており、不正な手段 で入手することに対しての対策も実施されている。	事後	

令和2年8月31日	Ⅲ−（1） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	事後	
令和2年8月31日	Ⅲ−（1）9. 従業員に対する教育・啓発　具体的な方法	・関係職員(任用された非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	・関係職員(任用された会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	事後	
令和2年8月31日	Ⅲ−（1） 10. その他のリスク対策		業務用端末は、インターネットへの接続を遮断している。	事後	

令和2年8月31日	Ⅲ－（2）9．従業員に対する教育・啓発　具体的な方法	・関係職員(任用された非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	・関係職員(任用された会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	事後	
令和2年8月31日	Ⅲ－（3）9．従業員に対する教育・啓発　具体的な方法	・関係職員(任用された非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	・関係職員(任用された会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	事後	
令和2年8月31日	Ⅳ　1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①連絡先	総務部　総務課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1136	総務部　総務課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1131	事後	
令和2年8月31日	Ⅴ－1 ①実施日	2019/6/28	2020/8/31		
令和4年2月4日	Ⅰ－1②事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法改正に伴う変更

令和4年2月4日	Ⅰ−2システム1②システムの機能	①住民基本台帳管理機能 ： 異動処理機能および、異動入力された個人データを住民基本台帳として記録する機能 ②通知機能 ： 住民票コード通知書の発行機能 ③証明書発行機能 ： 住民票の写し、記載事項証明書などの各種証明書の発行機能 ④住民基本台帳ネットワークシステム連携機能 ：住民基本台帳ネットワークシステムへの本人確認情報の連携機能、転出証明書情報などの市区町村間の通知機能、個人番号の要求機能、通知カードの送付先連携機能 ⑤庁内連携機能 ： 庁内の各システムで、住登者を基礎データとして利用するための、宛名システムや他システムへの連携機能 ⑥庁外連携機能 ： 住民基本台帳ネットワークシステムや法務省との庁外とのデータ連携を行い、各種通知情報の収受を行う機能	1．住民からの異動届等における住民票基本台帳の更新 ：住民の方からの届出による異動や、戸籍関係の届出や通知による異動など、住民にかかわるすべての異動情報に基づき、住民基本台帳の作成・更新を行う。また、転出時の転出証明書発行など、異動に伴い必要となる帳票を発行する。 2．職権による住民基本台帳の修正 ：世帯・個人に関する各項目の修正を行う。個人に関する情報、世帯に関する情報の職権修正以外に、入力済の内容に対する訂正、誤入力した内容の抹消などを行う。 3．個人番号カードによる転入届（特例転入） ：転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4．住民票の写し等の発行 ：住民及び第三者からの交付請求に応じて、証明書を発行する。また、住民宛の通知書の発行を行う。 5．住民票コードに対する個人番号の指定 ：出生届、海外からの転入届等において、個人番号未指定者に対して、個人番号の指定を行う。 6．庁内の他の業務・システムとのデータの連携 ：住民基本台帳ネットワークシステム、他業務・システムとの住民異動情報、国民健康保険等の資格情報のデータ連携を行う。 7．符号取得時における機構への住民票コードの通知 ：符号取得時に機構から通知される処理通番と個人番号に紐付く住民票コードを機構へ通知する。 ※符号とは、番号法施行令第20 条に規程する、情報提供用個人識別符号を指す。 8．中間サーバーへの特定個人情報の通知 ：他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報を団体内統合宛名システムへ通知する。 9．住民基本台帳情報の照会・検索 ：最新・過去時点の世帯構成の照会や、世帯構成と個人履歴の一画面での照会など、様々な用途に応じて住民の情報の照会を行う。 10．統計資料等の作成 ：都道府県への報告や、自治体公開情報で必要となる統計基礎資料、集計表・統計表などを作成する。また、住民公開用や内部資料など、各種一覧表を作成する。	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅰ−2システム1③他のシステムとの接続機能	自動交付機システム	番号連携サーバ、コンビニ交付システム、戸籍システム	事後	誤記の修正
令和4年2月4日	Ⅰ−1システム2①事務の名称	住基ネットGWシステム	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3．特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事後	精査による

令和4年2月4日	Ⅰ−2システム2②システムの機能	①住民基本台帳ネットワークシステム連携機能 ：住民基本台帳ネットワークシステムへの本人確認情報の連携機能、転入通知・戸籍附票通知・転出証明書情報等の市区町村間の通知機能 ②文字同定機能 ： 住民票システムと市町村CSとの文字同定やデータ連携時の文字コード変換機能 ③最高裁判所名簿調整プログラム連携機能 ：名簿調整プログラムへの裁判員候補者名簿の通知機能 ④送付先連携機能 ： 住民に対して番号通知書類（通知カード、個人番号カード交付等）を送付するため、送付先情報を住民基本台帳ネットワークシステムへ連携する機能	1．本人確認情報の更新 ：既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2．本人確認 ：特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3．個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4．本人確認情報検索 ：統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5．機構への情報照会 ：全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6．本人確認情報整合 ：本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7．送付先情報通知 ：個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8．個人番号カード管理システムとの情報連携 ：機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅰ−2システム2③他のシステムとの接続機能	住民基本台帳ネットワークシステム、宛名システム等	既存住民基本台帳システム	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅰ−1システム3①事務の名称	市町村CS（住民基本台帳ネットワークシステム）	団体内統合宛名システム	事後	精査による

令和4年2月4日	Ⅰ-2システム3②システムの機能	①本人確認情報の更新 ： 住民票システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。②本人確認 ： 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。③個人番号カードを利用した転入（特例転入） ： 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。④本人確認情報検索 ： 統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。⑤機構への情報照会 ： 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。⑥本人確認情報整合 ： 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。⑦送付先情報通知 ： 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等)を送付するため、住民票システムから当該市区町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。⑧個人番号カード管理システムとの情報連携 ： 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。	1．団体内統合宛名番号の付番と管理 ：各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。 2．符号取得支援・確認 ：処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。 3．情報提供機能 ：中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。 4．情報照会機能 ：各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。 5．宛名情報照会 ：団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅰ-2システム3③他のシステムとの接続機能	住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム	庁内連携システム、既存住民基本台帳システム、宛名システム等、税務システム、中間サーバー	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅰ-1システム4①事務の名称	番号連携サーバ（団体内統合宛名システム、宛名システム）	中間サーバー	事後	精査による

令和4年2月4日	Ⅰ-2システム4②システムの機能	①宛名管理機能 ： 各業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能 ： 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能 ： 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基ネットGWシステムへ送信する。 ④情報提供機能 ： 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能 ： 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。	1. 符号管理機能 :符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 :情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 :情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 :特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 :バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅰ-2システム4③他のシステムとの接続 機能	庁内連携システム、既存住民基本台帳システム、宛名システム等、税務システム、中間サーバー	情報提供ネットワークシステム、宛名システム等	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅰ-1システム5①事務の名称	中間サーバー	コンビニ交付システム	事後	精査による

令和4年2月4日	Ⅰ-2システム5②システムの機能	①符号管理機能 ： 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。②情報照会機能 ： 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。③情報提供機能 ： 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。④システム接続機能 ： 中間サーバーと各業務システム、団体内統合宛名システム及び住民票システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。⑤情報提供等記録管理機能 ： 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。⑥情報提供データベース管理機能 ： 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。⑦データ送受信機能 ： 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。⑧セキュリティ管理機能 ： 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。⑨職員認証・権限管理機能 ： 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。⑩システム管理機能 ： バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	1．既存システム連携機能 　既存住民基本台帳システムから証明書情報を連携する機能 2．コンビニ交付機能 　証明書交付センターからの要求に応答して証明書自動交付を行う機能	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅰ-2システム5③他のシステムとの接続	情報提供ネットワークシステム、宛名システム当	既存住民基本台帳システム	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅰ-2システム6	自動交付機システム		事後	端末の廃止による
令和4年2月4日	Ⅰ-2システム7	コンビニ交付システム		事後	繰り上げ

令和4年2月4日	Ⅰ-4法律上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） （平成30年7月6日法律第71号施行時点） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成30年12月14日法律第102号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10 （通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12 （通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10 （通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12 （通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和4年2月4日	Ⅰ－5②法律上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （別表第二における情報提供の根拠）：（1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3） （別表第二における情報照会の根拠） なし	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	法改正に伴う変更
令和4年2月4日	Ⅱ－（1）2③その必要性	住民に関する市区町村事務の処理の基礎として利用する	住基法その他の住民基本台帳関係令に基づき、住民に関する記録を正確に行うため、本特定個人	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ－（1）2④主な記録項目	[　　]その他（　　）	[○]その他（戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報　）	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ－（1）3①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等　（ 地方公共団体情報システム機構、入国管理局等　）	[○]行政機関・独立行政法人等（ 地方公共団体情報システム機構、出入国在留管理庁　）	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ－（1）3②入手方法	[○]その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	[○]その他（ 住民基本台帳ネットワークシステム、法務省連携システム　）	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅱ－（1）3③使用目的	住民基本台帳の整備	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイ	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ－（1）3④使用の主体　使用者数	100人以上500人未満	50人以上100人未満	事後	誤記

令和4年2月4日	Ⅱ－(1)3⑤使用方法	1. 住民基本台帳への個人番号の記載および、住民票の写しなどの証明書への個人番号の記載 2. 本人への個人番号の通知（通知カードを発行する機構への情報連携） 3. 再転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用 4. 番号法第9条に基づく個人番号の利用のため	・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する（市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う（個人番号カード→市町村CS)。 ・4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル（都道府県サーバ）及び機構保存本人確認情報ファイル（全国サーバ）と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する（市町村CS→都道府県サーバ／全国サーバ)。	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ－(1)3⑤使用方法　情報の突合	住民票の記載事項の新規作成の際は、転出証明書等により情報の突合を行う。 送付先情報の通知及び個人番号生成や変更の際は、住民票コードにより情報の突合を行う。	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ－(1)4委託事項1　③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社日立システムズ　中部支社	事後	委託先変更
令和4年2月4日	Ⅱ－(1)4委託事項2　③委託先名	株式会社三重電子計算センター	東洋テック株式会社	事後	委託先変更
令和4年2月4日	Ⅱ－(1)4委託事項3		委託事項3　マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣業務	事後	新規事業
令和4年2月4日	Ⅱ－(1)4委託事項4		委託事項4　コンビニ交付サービス業務 ①委託内容　コンビニエンスストアでの証明書等	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅱ－(1)4委託事項5		委託事項5　コンビニ交付システムの保守、運用 ①委託内容　コンビニ交付システムの保守、運用	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅱ－(1)5　提供・移転の有無	[○] 提供を行っている　（ 55 ）件 [○] 移転を行っている　（ 25 ）件	[○] 提供を行っている　（ 59 ）件 [○] 移転を行っている　（ 41 ）件	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ－(2)3④使用の主体　使用部署	戸籍・住民登録課、多度、長島、大山田各地区市民センター	戸籍・住民登録課、多度、長島、大山田各地区市民センター、サテライトオフィス	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅱ－(2)4委託事項1　③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社日立システムズ　中部支社	事後	委託先変更
令和4年2月4日	Ⅱ－(2)4委託事項2	コンビニ交付システム保守		事後	誤記の修正

令和4年2月4日	Ⅱ－(3)2③対象となる本人の範囲　その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人 番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カー	事後	法改正に伴う変更
令和4年2月4日	Ⅱ－(3)2④記録される項目　主な記録項目　その他	通知カード及び交付申請書の送付先の情報	個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報	事後	法改正に伴う変更
令和4年2月4日	Ⅱ－(3)2④記録される項目　その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法改正に伴う変更
令和4年2月4日	Ⅱ－(3)3③使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法改正に伴う変更
令和4年2月4日	Ⅱ－(3)3⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(住民票システム→住基ネットGWシステム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法改正に伴う変更
令和4年2月4日	Ⅱ－(3)4委託事項1　③委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社日立システムズ　中部支社	事後	委託先変更
令和4年2月4日	Ⅱ－(3)5提供先1　①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	法改正に伴う変更
令和4年2月4日	Ⅱ－(3)5提供先1　②提供先における用途	市区町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法改正に伴う変更

令和4年2月4日	Ⅱ－(3)5提供先1　⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	法改正に伴う変更
令和4年2月4日	(別添1)ファイル記録項目　(1)住民基本台帳ファイル	1. 宛名番号、2. 住民票コード、3. 個人番号、4. 世帯番号、5. 氏名情報、6. 生年月日、7. 性別、8. 続柄、9. 住民となった年月日　住民となった届出年月日、10. 住民となった事由、11. 住民区分(日本人、外国人)、12. 世帯主情報、13. 現住所情報、14. 住所を定めた年月日　住所を定めた届出年月日、15. 前住所情報　転入元住所情報　転出先住所情報、16. 本籍・筆頭者情報、17. 備考欄履歴情報、18. 事実上の世帯主情報、19. 消除情報、20. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)、21. 国籍(外国人住民のみ)　法30条45規定区分(外国人住民のみ)　在留カード等の番号(外国人住民のみ)　在留資格情報(外国人住民のみ)、22. 通称(外国人住民のみ)　通称の記載と削除関する事項(外国人住民のみ)、23. 個別記載情報、24. 転出予定者情報　除票住民票情報、25. 証明書発行履歴情報　異動履歴情報、26. 住基カード発行状況　個人番号カード等情報　在留カード等情報、27. 処理停止情報、28. 印鑑登録情報　印影情報　印鑑登録異動履歴　印鑑証明書発行履歴、29. 国保資格情報、30. 国民年金資格情報、31. 児童手当資格情報、32. 介護資格情報、33. 後期高齢資格情報	1.自治体ｺｰﾄﾞ、2.個人履歴番号、3.宛名番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新ｼｽﾃﾑ日時、7.更新ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ名、8.更新ﾕｰｻﾞID、9.有効ﾌﾗｸﾞ、10.決裁状態、11.旧自治体ｺｰﾄﾞ、12.消除ｺｰﾄﾞ、13.住民区分、14.改製番号、15.世帯番号、16.同定ﾌﾗｸﾞ、17.任意世帯番号、18.個人番号、19.住民票ｺｰﾄﾞ、20.旧世帯番号、21.旧世帯主氏名漢字、22.旧世帯主氏名漢字2、23.旧世帯主通称氏名漢字、24.旧世帯主併記氏名漢字、25.世帯主氏名ｶﾅ、26.世帯主氏名漢字、27.世帯主氏名ｶﾅ2、28.世帯主氏名漢字2、29.世帯主通称氏名ｶﾅ、30.世帯主通称氏名漢字、31.世帯主併記氏名ｶﾅ、32.世帯主併記氏名漢字、33.転入未届ｺｰﾄﾞ、34.再転入ｺｰﾄﾞ、35.再転入消除時世帯番号、36.続柄変更ﾌﾗｸﾞ、37.姓ｶﾅ、38.名ｶﾅ、39.氏名区分、40.氏名ｶﾅ、41.氏名漢字、42.氏名ｶﾅ2、43.氏名漢字2、44.従前通称名有無ﾌﾗｸﾞ、45.通称氏名ｶﾅ、46.通称氏名漢字、47.併記氏名ｶﾅ、48.併記氏名漢字、49.外登法併記名漢字、50.外登法併記名ｶﾅ、51.宛名氏名ｶﾅ、52.宛名氏名漢字、53.旧通称氏名ｶﾅ、54.旧通称氏名漢字、55.旧併記氏名ｶﾅ、56.旧併記氏名漢字、57.旧姓ｶﾅ、58.旧名ｶﾅ、59.旧氏名ｶﾅ、60.旧氏名漢字、61.旧氏名ｶﾅ2、62.旧氏名漢字2、63.標準公証旧氏ｶﾅ、64.標準公証旧氏漢字、65.出生時等旧氏ｶﾅ、66.出生時等旧氏漢字、67.変更直前旧氏ｶﾅ、68.変更直前旧氏漢字、69.旧氏申請ｺｰﾄﾞ、70.旧氏証憑ｺｰﾄﾞ、71.ﾛｰﾏ字氏名漢字、72.ﾛｰﾏ字旧氏漢字、73.現住所ｺｰﾄﾞ、74.現住所郵便番号、75.現住所、76.現住所地番、77.現住所方書ｶﾅ、78.現住所方書漢字、79.現住所前漢字地番数値、80.現住所地番数値1、81.現住所地番数値2、82.現住所地番数値3、83.現住所後漢字地番数値、84.入管法届出ﾌﾗｸﾞ、85.住居地補正ｺｰﾄﾞ、86.入管法居住地住所ｺｰﾄﾞ、87.入管法居住地郵便番号、88.入管法居住地住所、89.入管法居住地地番、90.入管法居住地方書ｶﾅ、91.入管法居住地方書漢字、92.入管法居住地前漢字地番数値、93.入管法居住地地番数値1、94.入管法居住地地番数値2、95.入管法居住地地番数値3、96.入管法居住地後漢字地番数値、97.性別ｺｰﾄﾞ、98.生年月日、99.元号ﾌﾗｸﾞ、100.生年月日不詳ﾌﾗｸﾞ、101.生年月日不詳ｺｰﾄﾞ、102.生年月日不詳文字、103.続柄ｺｰﾄﾞ、104.続柄名称漢字、105.記載順位、106.警告ﾌﾗｸﾞ、107.筆頭者氏名漢字、108.本籍住所ｺｰﾄﾞ、109.本籍郵便番号、110.本籍住所、111.本籍地番、112.本籍前漢字地番数値、113.本籍地番数値1、114.本籍地番数値2、115.本籍地番数値3、116.本籍後漢字地番数値、117.前住所世帯主氏名漢字、118.前住所世帯主氏名漢字2、119.前住所ｺｰﾄﾞ、120.前住所郵便番号、121.前住所、122.前住所地番、123.前住所方書ｶﾅ、124.前住所方書漢字、125.前住所前漢字地番数値、126.前住所地番数値1、127.前住所地番数値2、128.前住所地番数値3、129.前住所後漢字地番数値、130.住所変更前世帯主漢字、131.住所変更前世帯主漢字2、132.住所変更前世帯主通称氏名漢字、133.住所変更前世帯主併記氏名漢字、134.住所変更前住所ｺｰﾄﾞ、135.住所変更前郵便番号、136.住所変更前住所、137.住所変更前地番、138.住所変更前方書ｶﾅ、139.住所変更前方書漢字、140.住所変更前前漢字地番数値、141.住所変更前地番数値1、142.住所変更前地番数値2、143.住所変更前地番数値3、144.住所変更前後漢字地番数値、145.転入前住所世帯主漢字、146.転入前住所世帯主漢字2、147.転入前住所ｺｰﾄﾞ、148.転入前住所郵便番号、149.転入前住所、150.転入前住所地番、151.転入前住所方書ｶﾅ、152.転入前住所方書漢字、153.転入前住所前漢字地番数値、154.転入前住所地番数値1、155.転入前住所地番数値2、156.転入前住所地番数値3、157.転入前住所後漢字地番数値、158.転出予定先世帯主漢字、159.転出予定先世帯主漢字2、160.転出予定先住所ｺｰﾄﾞ、161.転出予定先郵便番号、162.転出予定先住所、163.転出予定先地番、164.転出予定先方書ｶﾅ、165.転出予定先方書漢字、166.転出予定先前漢字地番数値、167.転出予定先地番数値1、168.転出予定先地番数値2、169.転出予定先地番数値3、170.転出予定先後漢字地番数値、171.実定地世帯主氏名漢字、172.実定地世帯主氏名漢字2、173.実定地住所ｺｰﾄﾞ、174.実定地郵便番	事後	精査による

令和4年2月4日	（別添1）ファイル記録項目　（2）本人確認情報ファイル	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数（氏名）、4. ふりがな氏名　、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数（住所）、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード（転入前）、18. 転入前住所、19. 外字数（転入前住所）、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数（氏名）、4. ふりがな氏名　、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数（住所）、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード（転入前）、18. 転入前住所、19. 外字数（転入前住所）、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏　漢字、38. 旧氏　外字数、39. 旧氏　ふりがな、40. 旧氏　外字変更	事後	精査による
令和4年2月4日	（別添1）ファイル記録項目　（3）送付先情報ファイル	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所　漢字項目長、4. 送付先住所　漢字、5. 送付先住所　漢字外字数、6. 送付先氏名　漢字項目長、7. 送付先氏名　漢字、8. 送付先氏名　漢字　外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名　項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所　項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所　外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名　項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名　外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所　項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所　外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名　項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名　外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所　項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所　外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名　漢字項目長、40. 氏名　漢字、41. 氏名　漢字　外字数、42. 氏名　かな項目長、43. 氏名　かな、44. 郵便番号、45. 住所　項目長、46. 住所、47. 住所　外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名　項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所　項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所　漢字項目長、4. 送付先住所　漢字、5. 送付先住所　漢字外字数、6. 送付先氏名　漢字項目長、7. 送付先氏名　漢字、8. 送付先氏名　漢字　外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名　項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所　項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所　外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名　項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名　外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所　項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所　外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名　項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名　外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所　項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所　外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名　漢字項目長、40. 氏名　漢字、41. 氏名　漢字　外字数、42. 氏名　かな項目長、43. 氏名　かな、44. 郵便番号、45. 住所　項目長、46. 住所、47. 住所　外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名　項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所　項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏　漢字、63. 旧氏　外字数、64. 旧氏　ふりがな、65. 旧氏　外字変更連番、66. ローマ字　氏名、67.	事後	精査による

令和4年2月4日	Ⅲ−（1）6　リスクに対する措置の内容	①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムの照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。 ＜既存住基システム・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会処理については、当該事務の権限を有する職員のみが実施できるようにアクセス権限を設定 している。また、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。 ＜既存住基システム・運用における措置＞ ・業務システムで記録している操作ログにより、目的外の入手が行われないことを適宜確認している。ま た、操作ログにより操作者、操作内容が把握できる旨を広く関係者に周知している。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ：個人番号利用事務（システム）からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務（システム）以外 のアクセスはできない対策を講じている。 ：ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユ ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リスト（※2）を情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	精査による

令和4年2月4日	Ⅲ－（1）6　リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、さらに不特定の端末が接続できないようにファイアウォールを設置し、IPフィルタリングを施して制御している。	・宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅲ－（1）9　具体的な方法	・関係職員(任用された会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	・関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅲ－（2）9　具体的な方法	・関係職員(任用された会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	・関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	事後	精査による

令和4年2月4日	Ⅲ－（3）3　リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、さらに不特定の端末が接続できないようにファイアウォールを設置し、IPフィルタリングを施して制御している。	・宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じ	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅲ－（3）9　具体的な方法	・関係職員(任用された会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	・関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・全庁的にeラーニングシステムでセキュリティに係る研修を行っている。	事後	精査による
令和4年2月4日	Ⅴ－1 ①実施日	2020/8/31	2022/2/4	事後	
令和4年9月26日	Ⅴ－1 ①実施日	2022/2/4	2022/9/26	事後	
令和5年8月22日	Ⅴ－1 ①実施日	2022/9/26	2023/8/22	事後	

令和6年9月25日	Ⅰ　基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （表における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、14、20、28、37、38、49、53、56、58、59、63、65、66、69、72、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、107、109、115、118、124、127、129、130、131、136、137、138、140、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158の項） （表における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ-5-提供先1	番号法別表第2に掲げる情報照会者（別紙1参照）	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ-5-①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ-5-②提供先における用途	番号法別表第2に掲げる各事務	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者に定める各事務	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ-5-移転先1	番号法第9条第1項　別表第1に定める事務を行う部署（別紙2参照）	番号法第9条第1項　別表に定める事務を行う部署	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ-5-②移転先における用途	番号法第9条第1項　別表第1に定める事務	番号法第9条第1項　別表、桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一に定める事務	事後	
令和6年9月25日	Ⅴ-1 ①実施日	令和5年8月22日	令和6年9月25日	事後	
令和7年3月19日	Ⅰ-2　②システムの機能		11.印鑑登録機能：印鑑登録情報の管理機能や印鑑証明書の交付機能 12.支援措置台帳機能：支援措置申出者の管理機能	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年3月19日	Ⅰ-2　③他のシステムとの接続		住民基本台帳ネットワークシステム	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年3月19日	Ⅰ-2　③他のシステムとの接続		庁内連携システム	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年3月19日	Ⅰ-2　③他のシステムとの接続		宛名システム	事前	標準化対応に伴う評価の再実施

令和7年3月19日	Ⅰ-5 ②法令上の根拠	1、2、3、5、7、11、13、14、20、28、37、38、49、53、56、58、59、63、65、66、69、72、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、107、109、115、118、124、127、129、130、131、136、137、138、140、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158の項	1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166 の項	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年3月19日	Ⅱ-4 ④委託先名	東洋テック株式会社	選定中	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年3月19日	Ⅱ-5 ①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年3月19日	Ⅱ-5 ②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年12月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 6特定個人情報の保管・消去	カード認証にて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	システム標準化に伴う変更
令和7年12月4日	Ⅱ-4 ④委託先名	選定中	削除	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年12月4日	Ⅴ-1 ①実施日	令和6年9月25日	令和7年12月3日	事後	

令和8年10月13日	Ⅰ－Ⅰ ②事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。） 第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅰ－2 システム1 ①システムの名称	住民票システム（既存住民基本台帳システム）	住民票システム（以下「既存住基システム」という）	事後	精査

令和8年10月13日	Ⅰ-2 システム1 ②システムの機能	1. 住民からの異動届等における住民票基本台帳の更新 :住民の方からの届出による異動や、戸籍関係の届出や通知による異動など、住民にかかわるすべての異動情報に基づき、住民基本台帳の作成・更新を行う。また、転出時の転出証明書発行など、異動に伴い必要となる帳票を発行する。 2. 職権による住民基本台帳の修正 :世帯・個人に関する各項目の修正を行う。個人に関する情報、世帯に関する情報の職権修正以外に、入力済の内容に対する訂正、誤入力した内容の抹消などを行う。 3. 個人番号カードによる転入届(特例転入) :転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 住民票の写し等の発行 :住民及び第三者からの交付請求に応じて、証明書を発行する。また、住民宛の通知書の発行を行う。 5. 住民票コードに対する個人番号の指定 :出生届、海外からの転入届等において、個人番号未指定者に対して、個人番号の指定を行う。 6. 庁内の他の業務・システムとのデータの連携 :住民基本台帳ネットワークシステム、他業務・システムとの住民異動情報、国民健康保険等の資格情報のデータ連携を行う。 7. 符号取得時における機構への住民票コードの通知 :符号取得時に機構から通知される処理通番と個人番号に紐付く住民票コードを機構へ通知する。 ※符号とは、番号法施行令第20 条に規程する、情報提供用個人識別符号を指す。 8. 中間サーバーへの特定個人情報の通知 :他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報を団体内統合宛名システムへ通知する。 9. 住民基本台帳情報の照会・検索 :最新・過去時点の世帯構成の照会や、世帯構成と個人履歴の一画面での照会など、様々な用途に応じて住民の情報の照会を行う。 10. 統計資料等の作成 :都道府県への報告や、自治体公開情報で必要となる統計基礎資料、集計表・統計表などを作成する。また、住	1. 各種帳票の発行 住民基本台帳を元に住民票の写し記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種証明書を発行する機能 2. 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、住所設定、職権記載等により、新たに住民となるものを住民基本台帳に記載する機能 3. 住民基本台帳の変更 転居、世帯変更、戸籍変更、在留情報変更等が発生した際に、変更事項に合わせて住民基本台帳の記載内容を変更する機能 4. 住民基本台帳の消除 転出、死亡、出国、職権消除等により、住民基本台帳に記載された住民情報を消除する機能 5. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳に記載されている住民情報を照会する機能 6. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、住民基本台帳の異動情報、附票情報、転出証明書情報等を機構・県・他自治体と連携する機能 7. 課内連携システムとの連携 住民票の記載・変更・消除等に応じて、必要な事項を印鑑登録システム、証明書コンビニ交付システム、戸籍コンビニ交付システムに送信するための課内連携システムに連携する機能 8. 法務省との連携 外国人住民の住民票の異動を元に、法務省に送付する市町村通知の作成及び法務省通知を取り込む機能 9. 住民基本台帳に関する統計 住民基本台帳を元にして、人口統計、異動集計等の処理を行う機能 10. 宛名管理システムとの連携 住民票情報の記載、変更、消除に対して、宛名管理システムへ必要な情報を連携する機能	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅰ-2 システム1 ③他のシステムとの接続	税務システム その他(番号連携サーバ、コンビニ交付システム、戸籍システム)	【削除】税務システム その他(コンビニ交付システム)	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅰ-2 システム2 ②システムの機能	4. 本人確認情報検索 4情報(氏名、住所、性別、生年月日) 5. 4情報の組合せ	4. 本人確認情報検索5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日) 5. 5情報の組合せ	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため

令和8年10月13日	Ⅰ-2 システム2 ③他のシステムとの接続	【 】その他（ ）	【○】その他（戸籍附票システム）	事後	附票連携システム運用開始に伴う
令和8年10月13日	Ⅰ-2 システム3 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	団体内統合宛名システム	宛名管理システム 1.市内住民の住所等宛名情報の管理 既存住基システムの異動に伴い、市内住民宛名データを新規登録、更新、削除する。 2.住民登録外者の宛名情報の管理 利用業務にて本システム内に随時、新規登録、更新、削除する。 3.法人の宛名情報の管理 法人台帳の異動に伴い、法人宛名データを新規登録、更新、削除する。 4.金融機関情報の管理 金融機関情報は、当該宛名管理システムより、随時、新規登録、更新、削除する。 5.付随情報の管理 利用ぎょうむにて、各宛名情報についての付随情報を随時、新規登録、更新、削除する。 6.他業務へのデータ連携、提供 共同利用システムへの連携によるデータオンライン参照、提供、バッチ処理による切り出しを可能とする。 7.宛名情報の照会、一括出力 登録済みの宛名データの検索、帳票及びファイルへの出力を可能とする。 【○】既存住民基本台帳システム 【○】その他（戸籍附票システム）	事後	精査により宛名管理システムを追加（従前のシステム3～5をシステム4～6に繰下げ）
令和8年10月13日	Ⅰ-2 システム4	中間サーバー	団体内統合宛名システム	事後	システム3から繰下げ
令和8年10月13日	Ⅰ-2 システム5	コンビニ交付システム	中間サーバー	事後	システム4から繰下げ

令和8年10月13日	Ⅰ－2　システム6	①システムの名称 ②システムの機能 1．既存システム連携機能 　既存住民基本台帳システムから証明書情報を連携する機能 2．コンビニ交付機能 　証明書交付センターからの要求に応答して証明書自動交付を行う機能 ③他のシステムとの接続 【　】その他（　　）	①システムの名称　コンビニ交付システム ②システムの機能 1．既存システム連携機能 　既存住基システム、印鑑登録システムから証明書情報を連携する機能 2．コンビニ交付機能 　戸籍のコンビニ交付システムへマイナンバーカードのシリアル番号等の情報を連携する機能 　証明書交付センターからの要求に応答して証明書自動交付を行う機能 ③他のシステムとの接続 【○】（　戸籍システム、戸籍附票システム）	事後	精査及びシステム5から繰下げ
令和8年10月13日	Ⅱ（1）2．基本情報 ③その必要性	住基法その他の住民基本台帳関係令に基づき、住民に関する記録を正確に行うため、本特定個人情報 ファイル（住民基本台帳ファイル）において当市の区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載 されている住民全員の記録を常に正確に更新・管	法令に基づき、区域内の住民の住民基本台帳を作成・保管し、住民票に記載されている住民全員の記録を、常に正確に更新・管理・提供する必要があるため	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅱ（1）2．基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	〔　〕その他識別情報（内部番号） 〔○〕4情報（氏名、性別、生年月日、住所）	〔○〕その他識別情報（内部番号） 〔○〕5情報（氏名、氏名振り仮名、性別、生年月日、住所）	事後	精査、【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記載とを揃えるため
令和8年10月13日	Ⅱ（1）2．基本情報 ④記録される項目 その妥当性	住民基本台帳を整備するため、住民基本台帳法に規定される事項を保有	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 　住基法第7条（住民票の記載事項）にて住民票に記載すべき事項であるため ・その他識別情報（内部番号） 　庁内で個人を一意に識別し、連携する際に必要なため	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅱ（1）3．特定個人情報の入手・使用 ①入手元	〔○〕評価実地期間内の他部署（子ども未来課、介護高齢課、保険年金室） 〔○〕行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構、出入国在留管理庁）	〔　〕評価実地期間内の他部署（　　） 〔○〕行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構）	事後	精査

令和8年10月13日	Ⅱ（1）3．特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	〔○〕フラッシュメモリ 〔○〕庁内連携システム 〔○〕その他（住民基本台帳ネットワークシステム、法務省連携システム）	〔　〕フラッシュメモリ 〔　〕庁内連携システム 〔○〕その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅱ（1）3．特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅱ（1）3．特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の 更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新 し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する（市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検 索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を 行う（個人番号カード→市町村CS)。 ・4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル（都道府県サーバ）及び機構 保存本人確認情報ファイル（全国サーバ）と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する（市町村CS→都道府県サーバ／全国サーバ)。	1．住民票の写し等の発行 本人の希望、使用目的に応じて、個人番号が記載された住民票の写し等を発行、交付する。 2.住民基本台帳の記載 転入等により、新たに住民基本台帳に記載する際には、転出証明書に記載された個人番号と届出時に本人確認のため提示された個人番号を照合し、真正性を確認の上、個人番号を引き継いで記載する。 3.住民基本台帳の変更 住民基本台帳の変更の届出の際には、届出時に本人確認のため提示された個人番号等で、当該対象者を検索、確認の上、変更内容に合わせて住民基本台帳の記載を修正する。 4.住民基本台帳の消除 転出、死亡、出国、職権消除等により住民基本台帳に記載された住民情報を消除する際には、届出時に本人確認のため提示された個人番号等で、当該対象者を検索、確認のうえ、住民基本台帳から消除する。 5.住民票関係情報の提供 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載のある事務から情報提供ネットワークシステムを通じて照会があった場合、個人番号を含む住民票関係情報を提供する。 6.住民基本台帳ﾈｯﾄﾜｰｸｼｽﾃﾑとの連携 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、個人番号が記載された本人確認情報、転出証明書情報等を機構・県・他自治体と連携する。	事後	精査

令和8年10月13日	Ⅱ（1）3．特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法　情報の突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報 ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイル を、住民票コードをもとに突合する。	・個人番号カード又はその他の本人確認書類と住民基本台帳ファイルを、個人番号、基本5情報、住民票コードをもとに突合する。（上記1.2.3.4） ・照会の際に受領した対象者の情報と住民基本台帳ファイルを、個人番号をもとに突合する（上記5） ・受領した個人番号を含む本人情報と住民基本台帳ファイルを、住民票コードをもとに突合する（上記6）	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅱ（1）4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	5件	4件	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅱ（1）4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2	入力代行	窓口人材派遣業務	事後	委託内容変更
令和8年10月13日	Ⅱ（1）4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2	戸籍・住基等入力処理及び証明書発行等補助業務	申請受付・交付補助業務・電話・窓口での問い合わせ対応等	事後	委託内容変更
令和8年10月13日	Ⅱ（1）4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2	10人未満	10人以上	事後	委託内容変更
令和8年10月13日	委託事項2　③委託先名	東洋テック株式会社	株式会社エイジェック	事後	委託先変更
令和8年10月13日	Ⅱ（1）4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項4	コンビニ交付サービス業務	コンビニ交付システムの保守、運用	事後	精査、削除 委託事項5を4に繰り上げる
令和8年10月13日	Ⅱ（1）4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項5	コンビニ交付システムの保守、運用		事後	委託事項4に繰り上げ
令和8年10月13日	Ⅱ（1）5　提供・移転の有無	〔〇〕移転を行っている （　39　）件	〔〇〕移転を行っている （　41　）件	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅱ（1）5　提供先1　③移転する情報	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳情報	氏名、氏名振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日等の住民基本台帳	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅱ-1（1）6　保管場所	サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	サーバへのアクセスはID/生体認証による認証が必要。	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅱ（2）　2④　主な記録項目	〔〇〕4情報（氏名、性別、生年月日、住所）	〔〇〕5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記
令和8年10月13日	Ⅱ（2）　2④　その妥当性	本人確認情報（個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）	本人確認情報（個人番号、5情報、住民票コード及びこれらの変更情報）	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅱ（2）　3②入手方法	〔〇〕その他（住民票システム、住基ネットGWシステム	〔〇〕その他（既存住基システム、住基ネットGWシステム	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅱ（2）　3⑤使用方法	・4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・5情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅱ（2）　5　提供先2 ⑦時期・頻度	必要に応じて随時（1年に1回程度）。	必要に応じて随時	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅱ（2）　6　保管場所	サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	サーバへのアクセスはID/生体認証による認証が必要。	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅱ（3）　2④　主な記録項目	〔〇〕4情報（氏名、性別、生年月日、住所）	〔〇〕5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）	事後	【令和7年5月様式】への移行に伴い、様式の記載と評価書の記
令和8年10月13日	Ⅱ（3）　2④　その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報	事後	
令和8年10月13日	Ⅱ（3）　3②入手方法	〔〇〕その他（住民票システム、住基ネットGWシステム）	〔〇〕その他（既存住基システム）	事後	

令和8年10月13日	Ⅱ（3） 3⑤ 情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する（最新の4情報等であることを確認する）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	入手した送付先情報に含まれる5情報等の変更の有無を確認する（最新の5情報等であることを確認する）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	事後	
令和8年10月13日	Ⅱ（3） 6 保管場所	サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	サーバへのアクセスはID/生体認証による認証が必要。	事後	
令和8年10月13日	Ⅲ（1） 2 リスクに対する措置の内容	＜住民票システムの運用における措置＞ ・届出の窓口で転出証明書等の書類と住民異動届を提出してもらい、本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・住民からの届出・申請等の入手は、必要情報のみを記載する様式としており、また記載要領を提示して必要な情報以外は入手しないようにしている。 ・個人情報が記載されている印刷物等が不要となった場合は、シュレッダー処理を行う。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。 ＜住民票システムのソフトウェアにおける措置＞ ・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・他の業務から住民基本台帳ファイルを利用する場合は、個人番号が含まれないファイルのみを提	＜既存住基システムの運用における措置＞ ・届出の窓口で転出証明書等の書類と住民異動届を提出してもらい、本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手は行わない。 ・住民からの届出・申請等の入手は、必要情報のみを記載することとしており、必要な情報以外はシステムに入力しない。 ・既存住基システムへの入力は、入力者以外の者が照合し確定しており、対象者以外の情報の登録を防止する。 ＜既存住基システムのソフトウェアにおける措置＞ ・他の業務で住民基本台帳ファイルを利用する場合は、個人番号は提供しない。	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（1） 2 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	既存住民基本台帳システムは、・・・	既存住基システムは、・・・	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（1）3リスク1 リスクに対する措置の内容	・他業務からアクセスされる、住民情報の基本情報を保持する住民マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。	・他業務からアクセスする宛名管理システムのマスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（1）3リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・住民票システムを利用する・・・	・既存住基システムを利用する・・・	事後	精査

令和8年10月13日	Ⅲ（1）3リスク2　その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。	・目的外使用の禁止 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 業務上必要のない検索又は抽出の禁止を徹底する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従事者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（1）3　特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・住民票情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	その他、既存住基システムの使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・ディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・住民票情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（1）5　特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する	・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。	・システムへのアクセス、操作情報を記録しており、不正な提供・移転がおこなわれてないか監査証跡できる。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すため、本人からの情報のみが送信される。 住民がサービス検索・電子機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（2）2　リスクに対する措置の内容	・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。	・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名又は氏名の振り仮名と住所の組み合わせ、氏名又は氏名の振り仮名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。	事後	精査

令和8年10月13日	Ⅲ（2）3 リスク1 リスクに対する措置の内容	・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存システムに限定しており、・・・	・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、・・・	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（2）3 リスク2 ユーザ認証の管理	・住民票システムを利用する・・・	・既存住基システムを利用する・・・	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（2）3 リスク2 その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項に	・従事者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従事者（委託先等）には、当該事項に	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（2）3 リスク2 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・住民票情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる	・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる	事後	誤記
令和8年10月13日	Ⅲ（2）7 その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは保管・施錠管理しているほか定期的に外部保管している。 生体認証により入退室管理された部屋にサーバを	生体認証により入退室管理された部屋にサーバを設置している。 ファイアウォール、ウィルス対策ソフト等のセキュリティ対策を行っている。	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（3）2 リスクに対する措置の内容	・・・本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。	・・・本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名又は氏名の振り仮名と住所の組み合わせ、氏名又は氏名の振り仮名と生年月日の組み合わせ）の指定を	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（3） リスク2 ユーザ認証の管理	・住民票システムを利用する・・・	・既存住基システムを利用する・・・	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（3） リスク2 その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のな	・従事者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のな	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（3） 3特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・住民票情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる	・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（3） 5特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する	相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する	事後	精査
令和8年10月13日	Ⅲ（3） 5特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置	システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転	システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。	事後	精査

令和8年10月13日	並（3）5特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置	相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	事後	精査